

令和 6 年 6 月 21 日現在

機関番号：10104

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01292

研究課題名（和文）入管収容における必要最小限性・適切処遇の検討 国内法と国際人権法の共同

研究課題名（英文）Immigration Detention - bare minimum and right treatment; what do the domestic and international law request ?

研究代表者

坂東 雄介（BANDO, Yusuke）

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号：50580007

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、オーストラリアでは、非正規滞在外国人を無期限に収容することを認めたAl-Kateb判決の射程が限定されつつあり、その理由としては、国際人権法の存在があることを明らかにした。そして、EUにおいて、収容が主権の一環として行われていること、及び国際人権法による制約との葛藤があることを示した。両研究からは、収容に対する国際人権法の制約は国・地域によって依然として差があることが示された。さらに、入管収容施設を運営する側、被収容者を支援する側へのインタビュー調査、及び支援者が執筆した著書の書評を通して、両者の認識の差異を明らかにするとともに、収容と支援の実態を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、収容の必要最小限性・収容時の適切な処遇に焦点を当てて、国内法学者と国際法学者が共同し、学際的な観点から包括的に入管収容制度及び裁判例を批判的に検証する点に学術的意義がある。さらに、本研究は、理論的視点のみならず、実務との対話を通じて入管収容政策の検討の際に貴重な情報を提供する社会的意義も有している。

研究成果の概要（英文）：This research showed that, in Australia, the scope of the Al-Kateb decision, which allowed for the indefinite detention of undocumented aliens, is becoming limited, and that is based on international human rights law. Others, EU court recognized that an immigration detention was a part of sovereignty and that there was a conflict with the restrictions imposed by international human rights law. Both studies showed that the restrictions of international human rights law on incarceration still varied from country and region. Furthermore, through interviews with those who operate immigration detention facilities and those who support detainees, as well as through reviews of books written by supporters, we clarified the differences in perceptions between the two groups and the actual conditions of detention and support.

研究分野：憲法学

キーワード：収容 入管 難民 国際人権法 送還

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

入管収容は、外国人を退去強制する前段階として当該外国人の身体を直接に拘束し、一定の施設に留め置く行政上の措置である。そして、身体に対する自由に対する制約であるため、収容は必要最小限の場合に行われること、収容時には適切に処遇されることが要請される。そして、この要請には、憲法・行政法という国内法だけでなく、自由権規約や拷問禁止条約など国際人権法の観点からの要請も含まれる。

収容の必要最小限性について、日本は、国際人権機関から、必要以上の過剰収容を行っており、収容の期限の定めがないこと、収容決定に対する独立した再審査がないことなどについて改善すべきと勧告を受けている(拷問禁止委員会「第2回定期報告総括所見」para 9、自由権規約委員会「第6回定期報告書審査総括所見」para 19)。しかし、日本は、政府も裁判所も、上記勧告に十分な対応を行っていない。このように、収容制度全体を見直し、どのような収容ならば必要最小限度なのか、を明らかにすることは急務である。その際には、難民・子どもなど特別な処遇が必要な存在も考慮しなければならない(国際連合「移住グローバル・コンパクト」目的13(2018年7月13日合意))。

収容時の適切な処遇の実現を目的として、2010年に入管収容所等視察委員会(入管法61条の7の2)が追加された。これは一定の成果が上がっているものの、上記2つの総括所見では、委員に独立性がないこと、収容中に虐待が行われていることなどが指摘されている。そもそも、刑事収容施設法では被収容者に対する処遇規定があるの

に比べて、入管法では被収容者に対する処遇規定はないため、運用に委ねられているのが現状である。このように、収容時の適切処遇を実現するための法制度の構築は喫緊の課題である。

この問題について、好個の事例を提供しているのがオーストラリアである。2013年に自由権規約委員会は、オーストラリアの被収容者からの個人通報の申立に対し、被収容者の個別事情を検討した上で収容の必要性との均衡が求められ、オーストラリア政府の措置は被収容者の精神的・肉体的ケアを怠るものであると見解を示した(CCPR/C/108/D/2094/2011、CCPR/C/108/D/2136/2012)。また、オーストラリア高等法院は、2004年、収容の必要最小限性()について、個別事情を考慮せず収容を認める制度を合憲としたが(AI-Kateb v Godwin)、近年はAI-Kateb判決の射程を限定し、収容の必要性の是非を個別的に判断する傾向を示している(Plaintiff M47/2012, Plaintiff M76/2013)。このように、自由権規約委員会の見解に対するオーストラリア国内の反応や判例が変化した背景を明らかにすることで日本法への示唆を獲得することができると考えられる。

本研究が取り組む学術的課題は、国内法及び国際人権法の観点から、どのような場合に外国人を収容することが必要最小限と言えるのか、被収容者に対してどのような処遇をするべきなのか、を明らかにすることである。

2. 研究の目的

本研究は、入管収容制度の合理性を、国内法及び国際人権法の観点から批判的に検証

し、あるべき入管収容制度を具体的に提示することを目的とする。

3．研究の方法

坂東は、収容を規律する国内法の問題状況・内容、オーストラリアの状況を明らかにすることについて、松本(小坂田)は、収容を規律する国際人権法や国際人権機関が提示する見解の内容について分析する。研究手法としては、文献や資料の分析、インタビュー調査が中心となる。

4．研究成果

(1)外国人の収容に関する国際人権法による規律について

本研究では、オーストラリア高等法院は、2004年、収容の必要最小限性について、個別事情を考慮せず、無期限に収容を認める制度を合憲と判示したが(AI-Kateb v Godwin)、近年は AI-Kateb 判決の射程を限定し、収容の必要性の是非を個別的に判断する傾向を示していることを示した(Plaintiff M47/2012, Plaintiff M76/2013)。しかし、その変化の背景としては、国際人権法の存在があるものの、実際に影響を与えたとは言い難く、むしろ収容目的を個別具体的に考慮するように変更したことが大きな理由となっている。

そして、EUにおいて、入管収容が主権の属性の一環として行われていることから、収容の合法性について個別具体的事情を考慮した判断を行うことが十分に浸透しておらず、国際人権法による収容に対する制約との葛藤があることを示した。

このように、収容の合法性を判断する際に個別具体的事情を考慮することは国・地域によって依然として差があること、国際人権法については十分に影響が発揮されて

いないことが示された。

(2)日本国内の収容制度について

入管収容施設を運営する側、被収容者を支援する側へのインタビュー調査、及び支援者が執筆した著書の書評を通して、収容と支援の実態を明らかにした。そこでは、被収容者が事故やトラブルを起こすことを予防するために管理しなければならない現実的必要性がある一方、被収容者の処遇が劣悪な環境に置かれていることを示し、その環境改善のために支援者の存在が大きいことを示した。

また、被収容者に対する規律及び処遇については、2023年入管法改正によって一定の改善がみられるものの、実際の運用状況については引き続き注視する必要があることを示した。

あわせて、収容制度のみならず、送還や難民保護など、収容に関連する個別の具体的な仕組みの解説も行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計13件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 小坂田 裕子	4. 巻 121(3)
2. 論文標題 欧州人権裁判所による入管収容の合法性審査の発展と限界 自由権規約委員会との比較を通じて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 54,74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂東雄介	4. 巻 72(4)
2. 論文標題 退去強制令書の執行に伴う収容と仮放免 - 裁判例の分析を通じて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 商学討究	6. 最初と最後の頁 49-78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 坂東雄介, 小坂田裕子, 安藤由香里	4. 巻 72(4)
2. 論文標題 元東京出入国在留管理局长・福山宏氏に聞く - 入管行政の現場に関するインタビュー調査	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 商学討究	6. 最初と最後の頁 105-189
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 11
2. 論文標題 国際人権法から見た日本の難民行政の40年	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 難民研究ジャーナル	6. 最初と最後の頁 23-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂東雄介	4. 巻 73(2・3)
2. 論文標題 オーストラリアにおける移民に対する収容 : AI-Kateb判決以後の展開を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商学討究	6. 最初と最後の頁 145-185
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 北村泰三, 村上正直, 児玉晃一, 宮崎真, 高橋済, 安藤由香里, 坂東雄介, 小坂田裕子	4. 巻 92(11)
2. 論文標題 〔座談会〕収容・送還に関する専門部会による提言の検討	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 56-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂東雄介, 小坂田裕子, 安藤由香里	4. 巻 73(2・3)
2. 論文標題 柚之原寛史牧師に聞く : 被収容者支援の実態に関するインタビュー調査	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商学討究	6. 最初と最後の頁 221-247
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 坂東雄介, 小坂田裕子, 安藤由香里	4. 巻 73(2・3)
2. 論文標題 大村入国管理センターに聞く : 被収容者の実態に関するインタビュー調査	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商学討究	6. 最初と最後の頁 249-264
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 坂東雄介	4. 巻 70(2=3)
2. 論文標題 オーストラリアにおける二重市民権の位相 1948年オーストラリア市民権法 s 17削除論を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 商学討究	6. 最初と最後の頁 215-241
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小坂田裕子	4. 巻 92(2)
2. 論文標題 入管収容の現在 - 企画趣旨説明も兼ねて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 58-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂東雄介	4. 巻 30
2. 論文標題 判決コメント:シリア難民訴訟(東京地裁2018年3月20日判決・東京高裁2018年10月25日判決)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際人権	6. 最初と最後の頁 82-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂東雄介	4. 巻 826
2. 論文標題 知られざる入管の姿を記録する書	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 122,123
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂東雄介, 小坂田裕子, 安藤由香里	4. 巻 74(2・3)
2. 論文標題 RAFIQ <在日難民との共生ネットワーク>に聞く - 難民支援の実態に関するインタビュー調査 -	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 商学討究	6. 最初と最後の頁 137, 170
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 小坂田裕子
2. 発表標題 入管収容の合法性審査における個別事情の考慮：欧州人権裁判所判例の発展と課題
3. 学会等名 国際法学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 坂東雄介
2. 発表標題 難民不認定訴訟と裁判を受ける機会の確保
3. 学会等名 国際人権法学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 錦田 愛子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 288
3. 書名 政治主体としての移民 / 難民	

〔産業財産権〕

〔その他〕

難民 https://japanknowledge.com 難民保護制度 https://japanknowledge.com
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	松本 裕子 (小坂田裕子) (Osakada Yuko) (90550731)	中央大学・法務研究科・教授 (32641)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------